

※ 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 水源

ア 貯水槽

変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。

イ 水量

規定量が確保されていること。

ウ 水状

著しい腐敗、浮遊物、沈澱物等がないこと。

エ 給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

オ 水位計

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

カ 圧力計(圧力水槽方式のものに限る。)

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

キ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

(2) 加圧送水装置

ア ポンプ方式

(ア) 電動機の制御装置

a 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

b 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

c 表示

適正であること。

d 電圧計及び電流計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

e 開閉器及びスイッチ類

変形、損傷、脱落、端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

f ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

g 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

h 表示灯

正常に点灯すること。

i 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

j 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

k 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

(イ) 起動装置

a 直接操作部

(a) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(b) 外形

変形、損傷等がないこと。

(c) 表示

適正であること。

(d) 機能

正常であること。

b 遠隔操作部

(a) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものなく、操作部が消火栓箱内部又はその直近に設けられていること。

(b) 外形

変形、損傷等がないこと。

(c) 表示

適正であること。

(d) 機能

正常であること。

c 遠隔起動部(消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第11条第3項第2号の基準により設置される屋内消火栓(以下「2号消火栓」という。))及び消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第12条第1項第7号へただし書の規定に適合する消火栓(以下「易操作性1号消火栓」という。))に限る。)

(a) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(b) 外形

変形、損傷等がないこと。

(c) 機能

正常であること。

d 起動用水圧開閉装置

(a) 圧力スイッチ

変形、損傷、端子の緩み等がなく、設定圧力値が設計図書のとおりであること。

(b) 起動用圧力タンク

変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がなく、圧力計の指示値が適正であること。

(c) 機能

作動圧力値が適正であること。

(ウ) 電動機

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 回転軸

回転が円滑であること。

c 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

d 軸継手

緩み等がなく、機能が正常であること。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ



e 機能
正常であること。

(エ) ポンプ

a 外形
変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 回転軸
回転が円滑であること。

c 軸受部
潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

d グランド部
著しい漏水がないこと。

e 連成計及び圧力計
正常に作動すること。

f 性能
適正であること。

(オ) 呼水装置

a 呼水槽
変形、損傷、漏水、著しい腐食等がなく、水量が規定量以上あること。

b バルブ類
漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

c 自動給水装置
変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

d 減水警報装置
変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

e フート弁
吸水に障害となる異物の付着、つまり等がなく、逆止効果が正常であること。

(カ) 性能試験装置
変形、損傷、腐食等がなく、機能が正常であること。

イ 高架水槽方式
変形、損傷、腐食、漏水等がなく、所定の圧力が得られること。

ウ 圧力水槽方式
変形、損傷、腐食、漏水等がなく、所定の圧力が確保されており、かつ、圧力の自然低下防止装置が正常に作動すること。

(3) 減圧のための措置
減圧弁等に変形、損傷、漏れ等がないこと。

(4) 配管等

ア 管及び管継手
漏れ、変形、損傷等がなく、他のものの支え、つり等に利用されていないこと。

イ 支持金具及びつり金具
脱落、曲がり、緩み等がないこと。

ウ バルブ類
漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

エ ろ過装置
ろ過網の変形、損傷、異物の堆[たい]積等がないこと。

オ 逃し配管
変形、損傷、著しい腐食等がなく、逃し水量が適正であること。

(5) 屋内消火栓箱等

ア 消火栓箱
(ア) 周囲の状況
周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(イ) 外形
変形、損傷等がなく、扉の開閉が容易にできること。

(ウ) 表示
適正であること。

イ ホース及びノズル
(ア) 外形
a 令第11条第3項第1号の基準により設置される屋内消火栓(易操作性1号消火栓を除く。)
ホース及びノズルは必要本数が正常に収納され、変形、損傷、著しい腐食等がなく、接続部の着脱が容易にできること。

b 易操作性1号消火栓及び2号消火栓
ホース及びノズルの手元開閉装置に変形、損傷、著しい腐食等がなく、正常に収納されていること。

(イ) 操作性(易操作性1号消火栓及び2号消火栓に限る。)
ノズルの手元開閉装置の操作が容易で、ホースの延長、格納が容易にできること。

(ウ) ホースの耐圧性能(ホース(易操作性1号消火栓及び2号消火栓のホースを除く。)の製造年の末日から10年を経過した日以降に点検を行う場合に限る。ただし、ホースの耐圧性能に関する点検を行ってから3年を経過していない場合を除く。)
所定の水圧をかけた場合において、変形、損傷又は著しい漏水等がないこと。

ウ 消火栓開閉弁
漏れ、変形、損傷等がなく、開閉操作が容易にできること。

エ 表示灯
変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。

オ 始動表示灯
変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯すること。

カ 使用方法の表示
適正に取り付けられていること。

(6) 耐震措置
アンカーボルト、可とう管継手等に変形、損傷、著しい腐食等がなく、耐震措置が適正に行われていること。

※ 総合点検

非常電源に切り替えた状態で、直接操作部、遠隔操作部又は遠隔起動部により加圧送水装置を起動させ、任意の屋内消火栓により放水し、次の事項について確認すること。

(1) ポンプ方式

ア 起動性能等
(ア) 加圧送水装置
正常に作動すること。
(イ) 表示、警報等
適正に行われること。
(ウ) 電動機の運転電流
適正であること。
(エ) 運転状況
運転中に不規則な若しくは不連続な雑音、異常な振動又は発熱等がないこと。

イ 放水圧力
規定圧力範囲内であること。

ウ 放水量
規定量以上であること。

エ 減圧のための措置
機能が正常であること。

(2) 高架水槽方式及び圧力水槽方式

ア 放水圧力
規定圧力範囲内であること。

イ 放水量
規定量以上であること。

ウ 減圧のための措置
機能が正常であること。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>

弊社top pageへ

